

壱岐市農業委員会定例会（平成29年9月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年9月25日（月） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 なし
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第49号 非農地証明願について
  - 議案第50号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
  - 議案第51号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
  - 議案第52号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第53号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

---

開 会 （ 午前 8 : 5 7 ）

事務局 皆さんおはようございます。定刻前ではありますが、皆様お揃いでありますので、只今より平成29年9月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中19名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは早速議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、贈与・売買ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くことになります。

30番 地目につきましては、現況のみ読み上げます。土地の所在

|   |       |   |    |                      |
|---|-------|---|----|----------------------|
| 郷ノ浦町片原触字塚   | ..... | 畑 |    | 4 1 4 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 畑 | 1, | 3 8 9 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 畑 |    | 6 9 0 m <sup>2</sup> |
| 郷ノ浦町片原触字木ノ本   | ..... | 田 |    | 4 6 6 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 田 |    | 4 4 3 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 畑 |    | 3 5 9 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 畑 | 1, | 0 6 6 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 畑 | 1, | 4 6 9 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 田 |    | 2 7 7 m <sup>2</sup> |
| 同じく   | ..... | 田 |    | 5 2 6 m <sup>2</sup> |
| 郷ノ浦町若松触字広田  | ..... | 畑 | 2, | 0 9 0 m <sup>2</sup> |
| 田が4筆で1, 7 1 2 m <sup>2</sup> 、畑が7筆で7, 4 7 7 m <sup>2</sup> 計11筆の9, 1 8 9 m <sup>2</sup> |       |   |    |                      |
| 譲渡人、.....   |       |   |    |                      |
| 譲受人、.....   |       |   |    |                      |

経営地は田が1, 7 1 2 m<sup>2</sup> 畑が8, 1 8 0 m<sup>2</sup> 計9, 8 9 2 m<sup>2</sup>です。

申請理由、譲渡人、長男に生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは野菜、飼料です。農機具はトラクター、耕運機、軽トラです。農作業歴は本人が20年、です。これらの状況から、全

体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月21日に横・・・委員さん、譲受人の甥子さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。21日に・・・さんのお孫さんの立ち会いの下、現地確認を行いました。息子さんへの贈与という事でございますので、何ら問題はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号30番は決定いたします。続きまして31番の説明を求めます。

事務局 はい、31番 土地の所在、

芦辺町中野郷東触字太平 ・・・・ 畑 338㎡

同じく ・・・・ 田 731㎡

同じく ・・・・ 田 1,366㎡

同じく ・・・・ 田 1,205㎡

同じく ・・・・ 田 285㎡

田が4筆で3,587㎡、畑が1筆で338㎡、計5筆の3,925㎡

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が7,818㎡ 畑が5,161㎡ 計12,979㎡です。

申請理由、譲受人、競売入札により農地を買い受け、規模拡大を図る。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、畦塗機、溝切機、軽トラです。田植機は共同のものを利用されております。稲刈は委託をされてあります。農作業暦は40年です。通作距離は200mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻等を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

今年2月の農地法第3条第1項目的の買受適格証明願時に・・・委員さんと現地確認を行なっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 只今事務局が申しあげました通りでございます。現状については、前任者が作付けをされてありまして、水稻そして飼料作物です。本人も今後は水稻、飼料作物で飼料作物については、畜産農家との供給契約を結ぶそうでございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号31番も決定いたします。続きまして、32番の説明を求めます。

事務局 はい、32番 土地の所在

芦辺町国分本村触字西原 ・・・・ 田 1, 393㎡

同じく ・・・・ 田 2, 048㎡

田が2筆で3, 441㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は田が6, 326㎡ 畑が4, 856㎡ 計11, 182㎡です。

申請理由、譲渡人、後継者に生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、アスパラガス栽培です。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラです。田植は委託をされてあります。農作業歴は本人が21年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月19日に・・・委員さんと現地確認を行なっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・ですが、事務局の報告の通りで別に贈与ですので、問題は無いかと思いますが、よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号32番も決定いたします。

続きまして議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番 土地の所在

郷ノ浦町大原触字寺後 ・ ・ ・ ・ ・ 畑 231㎡

転用目的 住宅用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地に長男の車庫兼住居を建築したいので申請します。というものです。農振農用地区域除外は、議案発送時は22日予定としておりましたが、県の同意を得て9月21日に完了いたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。農業振興地域整備計画変更（除外）の折、・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局からの説明のとおりです。農振除外が決まり次は農地転用の許可のお願いになります。昨日、・・さんとお会いしてお話をした所ですけど自宅前の敷地内であり必要最小限の面積での車庫兼住居の建築になりますので、何も問題ないかと思えます。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第44号は、意見を付して進達いたします。続きまして議案第49号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、大変申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いします。転用目的を雑種地と記入しておりますが、資材置場及び駐車場に変更願います。お手数をおかけしました。

議案第49号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

7番 土地の所在

郷ノ浦町初山東触字辻 ・ ・ ・ ・ ・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 199㎡

転用目的 資材置場及び駐車場

申請人、 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 昭和50年頃、農業用倉庫を建築し利用していたが、昭和62年の台風12号で倒壊して、その後、資材置場並びに駐車場として利用している。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。9月19日に・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・委員。

・・委員 地区担当の・・です。只今、事務局から説明がありました通り地主の奥さんと事務局で現地を確認いたしました。自宅の前の農地で9頁の写真のとおりであります。何ら問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしく願います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第49号は、決定いたします。続きまして議案第50号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第50号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

13番 土地の所在

芦辺町深江南触字岸ヶ峯 ・ ・ ・ ・ ・の一部 畑 2,289㎡のうち612㎡

除外目的 住宅用地

申請人、 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地に新居を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。9月19日に・・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。事務局の説明のとおり9月19日に現地確認を行いました。・・・さんは先月結婚をされまして、両親の近くの申請地に自分の家を建築したいとの事であります。皆さん方のご審議をよろしく願います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・・委員 すいません。一つ。

議長 ・・・・番 ・・・・委員

・・・委員 一般住宅については、500㎡未満と聞いておりましたが、612㎡となっております。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 一般住宅につきましては、有効面積が500㎡未満となっております、この申請地は612㎡となっておりますが、有効面積に入らない法面等があるものですからそれらを差し引きましたら500㎡未満に有効面積になるかと思えますけれども農振除外は、その法面を含めた所を除外しますので、除外と有効面積は若干相違があるということです。

・・・委員 はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第50号13番は意見を付して回答いたします。

続きまして14番の説明を求めます。

事務局 はい、14番 土地の所在

芦辺町中野郷西触字帯田 ・・・・ 畑 495㎡

除外目的 墓地用地

申請人、・・・

申請理由 芦辺中学校建設に伴う墓地移転のため、申請地をその移転先として利用するため農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。9月19日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。只今、事務局が申し上げましたとおりでございますので、皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第50号14番も意見を付して回答いたします。続きまして15番の説明を求めます。

事務局 はい、地目につきましては、台帳地目のみを読み上げます。

15番 土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触字女岳 ・・・・畑 15㎡

同じく ・・・・畑 82㎡

計 2筆で97㎡

除外目的 宅地及び道路用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成9年3月頃に隣接する道路の拡張工事を行った際に、畑の一部とは知らずに建設したため、農用地区域から除外願いたく申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。9月19日・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。先程、事務局から説明がありましたように19日に事務局2名と私と・・・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。約20年前に、以前は野菜畑であったそうでございますが、その当時は荒れ放題に荒れておりまして、家族が増えまして車が増えて車庫が必要に迫られて、また道路の拡張も必要に迫られて、拡張と車庫の建設を行ったそうでございますが、最近、登記をするようになりまして、発覚したそうでございます。今更、車庫の取り壊しも道路を狭める事もほぼ困難だという事で、皆様よろしく申し上げます。という事でございました。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第50号15番も意見を付して回答いたします。続きまして議案第51号「老岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第51号「老岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請につい



て、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。5番 土地の所在

石田町石田西触字黒木 . . . . .の一部 田 3, 389 m<sup>2</sup>のうち  
2, 765 m<sup>2</sup>

変更の内容 農業用施設用地

申請人、. . . . .

申請理由 申請地に牛舎及び堆肥舎を建築し、残りを放牧場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は21頁から23頁です。9月19日・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・委員 議長。

議長 はい、番委員。

・委員 担当の. . .です。今、事務局から説明がありました通りですけど、奥さんとの話の中で主人の方が今勤めてありますけど、もう少しで退職になるそうで今現在、子牛をキャトルの方に預けて、牛を飼っておられますけど、育成牛舎と分娩室を建築し退職後、自分で世話をするという事で早目に計画をされておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第51号につきましては、意見を付して回答いたします。続きまして、議案第52号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第52号と議案第53号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。議案第52号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。25頁の平成29年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度24頁をお願いいたします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、3年間のもので田が1筆で437 m<sup>2</sup>、10年間のもので田が8筆で8,337 m<sup>2</sup>、畑が2筆で2,150 m<sup>2</sup>、賃借権設定の合計が11筆で10,924 m<sup>2</sup>、使用貸借設定5年間もので田が1筆で754 m<sup>2</sup>、畑が3筆で3,824 m<sup>2</sup>、10年間のもので田が3筆で782 m<sup>2</sup>、使用貸借設定の合計が7筆で5,360 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

26頁をお願いいたします。議案第53号「農地中間管理事業における農

用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。27頁の平成29年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度26頁をお願いします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第52号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第52号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第52号と議案第53号は決定いたします。その旨回答いたします。

皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】 大変お疲れでございました。